

# In depth

## A look at current financial reporting issues

No. INT2018-15  
17 December 2018

### 英国の EU 離脱 (Brexit/ブレグジット) 決定による 2018 年 12 月の年度末の会計上の影響 —2018 年 12 月 17 日版

#### 要点

英国は、2019 年 3 月 29 日に欧州連合 (EU) を離脱する予定です。英国が離脱交渉を継続している中、英国企業はこの新たな政治状況が企業組織にどのような影響を与えるのかを検討しなければなりません。契約が成立するかしないかの離脱交渉の結果にかかわらず、英国でビジネスを行う多くの企業にとって大きな変化が生じる可能性は高いといえます。しかし、ブレグジットは、英国でビジネスを行う企業だけの問題ではなく、英国の企業と取引を行う外国企業および英国で実質的にビジネスを行っているや企業グループにも影響を与える可能性があります。

英国と EU との将来の関係の姿が依然としてあまりに不透明であるため、一部の企業は行動を起こすことができません。しかし、PwC の見解として、経営者は、ブレグジットに関連するリスクを識別し、その評価を現時点までに済ませて、会計および財務報告に及ぼす影響の検討をしなければならぬと考えます。特に、検討を要する項目には以下が含まれます。

- **開示**—ブレグジットに関連するリスクの詳細かつ企業固有の開示は、企業が行った判断、仮定、および企業のオペレーションに与える影響を説明するために、財務諸表においてなされるべきです。英国財務報告審議会 (FRC) は、企業に対して、広範にわたる経済的な不確実性に関する情報とは別に、企業の事業モデルおよび業務に固有かつ直接的な課題に関する情報の開示を期待していることを明確にしました。例えば、輸出入税の変更またはサプライチェーンの遅延によって影響が生じる可能性があるなどの特定のリスクの兆候が存在する場合、FRC は、企業に対し、これらのリスクを明確に識別し、潜在的な影響を管理するために経営者が講じているまたは講じた措置を記載することを期待しています。企業が財務報告を行う際にも、ブレグジットに起因する広範な不確実性はまだ存在している可能性があります。そのため、財務諸表の利用者が、経営者の仮定の変化に対する資産と負債の感応度を理解するのに役に立つ十分な情報を開示する必要があります。
- **後発事象**—年度末と財務諸表の署名日の間に発生する事象の影響が、期末に認識された金額の修正を要するものかまたは開示のみを必要とするものか、あるいは、継続企業として存続する企業の能力に疑義が生ずるようなものを特定するために、注意深い分析が必要になります。
- **減損および評価**—市場インプットを使用した評価、測定および回収可能価額の算定には、貸借対照表日の市場データを反映させなければなりません。評価技法と見積りを適用する場合、減



損テストのキャッシュ・フロー・モデルは、ブレグジットで起こり得る広範囲のシナリオを反映するために、通常よりも広い範囲の結果が必要になる可能性があります。

- **リストラクチャリング**—一部には、ブレグジットの可能性に備えてすでにリストラクチャリングを検討した、あるいは検討中の企業もあります。予定されているリストラクチャリングが、例えば、2018年12月31日現在の財務諸表に直接的な影響を及ぼす可能性は低いでしょう。しかし、長期にわたるリストラクチャリング計画は、資産の減損/処分、引当金の認識、またはセグメントや開示の変更につながる可能性があります。さらに、独立した勘定における企業グループのリストラクチャリングの会計処理は、特に、共通支配下の取引で事業を取得する個々の企業にとって複雑になる可能性があります。
- **取締役の責務と配当**—取締役は、法的義務とは別に、企業の資産を守り、企業が支払期限の到来した債務を確実に返済できるようにするための受託者責任を考慮する必要があります。これは、ブレグジットが企業の財政状態に影響を及ぼす可能性がある、2019年度の配当金支払いの決定に関連します。
- **税務**—離脱協定および新しい貿易協定が最終決定された場合、英国およびEUの企業に適用される税法に重要な変更が生じる可能性があります。ブレグジットの影響を受ける可能性のある主な分野には、特定の過去の再編から繰り延べられた利得に係る税金、特定の配当に対する源泉徴収税および繰延税金資産の測定などがあります。
- **期中財務報告**—企業は、最後の年次報告以降の変化を説明するために、期中財務報告でどの程度の追加開示が必要かを検討する必要があります。

PwCは、ブレグジットの影響の全体像が明らかになるにしたがって、今後も継続的にPwC財務報告ガイドランスをアップデートしていく予定です。

## 目次

後発事象	4
ナラティブ・レポート(記述情報の開示)－戦略報告書およびガバナンス報告書	4
減損	5
評価	6
金融リスクを含む開示	8
外国為替レート	9
ヘッジ会計	9
リストラクチャリングと人事	10
会社法の改正	11
利益分配	12
税務会計上の影響	12
付録	14

## 後発事象

貸借対照表日以降の動向を反映するために財務諸表を修正しなければならないか、または、それらの動向による潜在的な影響について開示しなければならないか。

### 財務報告上の影響

- 期末日後の事象および動向は、貸借対照表日時点に存在していた状況を反映しているか、どのような場合に財務諸表を修正すべきか、あるいは、事象の内容や影響を開示すべき修正を要しない後発事象に該当するか。
- 本資料の付録で、この重要な検討事項を詳細に説明している。

## ナラティブ・レポート(記述情報の開示)－戦略報告書およびガバナンス報告書

年次報告書は、ブレグジットの潜在的な影響を表す「公平でバランスのとれた理解可能な」報告書か。

### 財務報告上の影響

- ブレグジットの潜在的な影響は、資源、関係、資本、すなわち事業が依拠する重要なインプットについて、事業モデルに影響を及ぼす可能性があるか。
- 将来の貿易障壁や税関検査により運営や参入がより困難となる可能性のある、国際的なサプライチェーンまたは主要な市場が存在するか。
- 英国内外で人や従業員に影響を与える可能性はあるか。流通網や国境を越えて働く能力に影響を与えるか。
- 短期的影響および長期的影響はどのように変化するか。3年または5年の戦略期間がある場合、将来の潜在的な変化を考慮するために、更新または再検討する必要はあるか。
- 変化するブレグジットの帰結(「ハード(強硬な)ブレグジット」、「ソフト(穏健な)ブレグジット」、「合意なき離脱」)は、実現可能性や継続企業の前提の評価の一部として考慮されているか。
- ブレグジットの帰結は、以前に識別された主要なリスクに広がっているか、あるいは、識別、説明、軽減すべき新たなリスクは存在するか。
- 取締役会は、ガバナンスや戦略設定という取締役会の役割に関連し、ブレグジットを評価するために、この1年間でどのようなアクションをとったか

実務上で検討すべき可能性のある領域には、例えば、輸出入関税の引き上げ、税関および規制基準に関するデータ提出に係る事務的作業およびコスト、製品基準の判定に係るリスク、インプットのコスト増をもたらす英貨の切り下げ、生産ラインの中断につながる英国への入国港における遅延などが含まれる。

## 減損

減損の兆候はあるか。減損モデルは変更されるか。予想信用損失は増加しているか。

### IAS 第 36 号に基づく会計上の影響

- プレグジットの帰結は、キャッシュ・フローに潜在的な悪影響を及ぼし、減損テストのトリガーになる可能性がある。(プレグジット)以前に実施されたのれんおよび耐用年数が確定できない無形資産の年次テストは、年度末財務報告においてアップデートが必要になる可能性があり、またキャッシュ・フロー予測にはプレグジットの潜在的な影響を反映させなければならない。株価の変動により、時価総額が純資産の帳簿価額を下回り、減損テストのトリガーとなる可能性がある(IAS36 第 12 項(d))。
- 減損テストの際に、増大したリスクおよび不確実性を考慮しなければならない。回収可能価額を算定する際に用いられた過去(プレグジット以前)の時点の予算および予測は、貸借対照表日時点の経済状況を反映するよう修正することが必要となる。
- リスクおよび不確実性の増大を捉えるためには、期待キャッシュ・フロー・アプローチ(複数のシナリオを発生確率で加重)の方が、伝統的なアプローチ(単一の予測結果)よりも回収可能価額を見積る際に適切となる可能性がある。最善および最悪のシナリオを考慮すると、可能性のある結果には幅があるかもしれない。例えば、英国との輸出入を行う企業の場合、締結する可能性のある様々な取引契約を反映するために、多様なシナリオが必要になる可能性がある。考えうる変化の予想を期待キャッシュ・フローに反映するために経営者がどのアプローチを選択したかにかかわらず、その結果は、将来キャッシュ・フローの期待現在価値を反映しなければならない。
- 伝統的なアプローチを採用する場合、通常、予測(プロジェクション)リスクの大部分は割引率に含まれる。しかし、複数のシナリオを想定したモデルでは、予測(プロジェクション)リスクの大部分は、様々なシナリオを介してキャッシュ・フローに含まれることになる。したがって、モデルが変われば割引率もアップデートが必要となる可能性がある。
- 割引率は、通常、企業の加重平均資本コスト(WACC)、企業の追加借入利率、およびその他の市場借入利率に基づく。典型的な調整の例として、英国のカントリー・リスク(英国のプレグジットのため上昇)、英国ボンドの為替リスク(英国ボンドの変動性のため上昇)、およびキャッシュ・フローは楽観的目標かストレッチ目標か、などが挙げられる。しかし、将来キャッシュ・フローの見積りですでに調整されているリスクを割引率に反映したり、そのようなリスクについて調整したりすべきではない。これは、二重計算を避けるためである。
- 将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローが発生する通貨で、当該通貨の割引率を用いて見積もられる。使用価値の計算日のスポットレート(すなわち、報告期間末日のスポットレート)を用いて現在価値に割り引く。したがって、為替レートによる追加的な変動が、回収可能価額の算定を変える可能性がある。
- 今後数年間、特に最終年度における使用価値または処分コスト控除後の公正価値を計算するための信頼できる予測は、2019年3月の離脱日、または例えば2020年12月31日までの移行期間中に解消されない重大な不確実性に晒される可能性がある。離脱日が近づいても、例えば、協定が合意に達しなければ英国の離脱日が遅れる等、特定のシナリオでは将来の関係に不確実性が存在する可能性がある。このような場合、PwCの見解として、IAS 第 1 号および IAS 第 36 号に基づいて行った見積りに関する仮定、感応度および可能性のある結果の範囲を開示することが、非常に重要になる。

### 国際財務報告基準(IFRS)第 9 号に基づく会計上の影響

- 企業は、予想信用損失モデルに基づいて減損を測定する必要がある。IFRS 第 9 号のモデルは、信用リスクの著しい増大の有無を評価する場合(簡便的なアプローチの場合を除く)および予想信用損失

を測定する場合の両方について、将来予測的な情報(マクロ経済情報を含む)の考慮を要求している。将来予測的な情報には、ブレグジットに関連する追加的なダウンサイド・シナリオ(損失発生リスクのシナリオ)を含めることが必要となる可能性がある。既存の予想信用損失モデルに含まれていない場合には、「補正」によってこれを行うこともできる。

- IFRS 第9号の減損の要求事項の範囲に含まれる、すべての金融資産(例えば、貸付金および債権、純損益を通じて公正価値で測定する以外の負債性金融商品、契約資産、またはリース債権)について、企業は、以下について考慮しなければならない。
  - 信用リスク(債務不履行リスク)が著しく増大しているかどうか。
  - 担保として差し入れてられた非金融資産の公正価値の減少により、債務不履行の結果として生じる損失が増大しているかどうか。

### 実務的な影響

- 経営者は、ブレグジットの影響および今後行われる意思決定における期待キャッシュ・フローや金利への影響を注意深く監視する必要がある。輸出入の性質が変化し、コストやキャッシュ・フロー・モデルに影響を与える可能性がある。また、業界予測を考慮しなければならない。
- 異なる様々な結果を反映するため、より洗練されたキャッシュ・フロー・モデルの使用を検討する。
- ブレグジットのシナリオが異なれば、経営者はリース、ローンその他の第三者との契約を変更または終了させる可能性がある。リストラクチャリングや余剰人員削減に加え、このような契約変更もキャッシュ・フロー・モデルに影響を与える可能性がある。
- 信用リスクの著しい増大の有無、および12ヶ月または全期間の予想信用損失がどの程度変化したかを評価できるような、関連するデータ(将来予測的なマクロ経済情報を含む)を収集する。

## 評価

資産価値は影響を受けるか。

### 会計上の影響

#### 一般原則

- 活発な市場における相場価格に基づく公正価値で資産および負債を測定する場合、関連性のある価格は貸借対照表日時点の価格となる。これらの相場価格のその後の変動は、修正を要しない事象である。公正価値を見積る場合にも同じ原則が適用される。すなわち、見積りは貸借対照表日時点の市場データを反映していなければならない、その後の市場の変動について修正してはならない。しかし、後発事象が、市場参加者が貸借対照表日に合理的に仮定していたことの証拠を提供する可能性があり、そのような情報は財務諸表に反映しなければならない。後発事象についての詳細な解説を本資料の付録で提供している。
- 以下のパラグラフにおいて、特定の資産および負債を評価する上での具体的な考慮事項を説明する。

## 棚卸資産

- 正味実現可能価額まで棚卸資産の評価減を行うことが必要となる可能性がある。特に、棚卸資産に分類される開発中の不動産を保有する企業は、不動産価格下落の影響を受ける可能性がある。
- ブレグジットのタイプ(「ハード」「ソフト」「合意なき離脱」)やそれに伴う関税協定によっては、追加の直接起因するコスト(輸入関税など)が生じる可能性があり、将来より高い金額で取得され、一部の棚卸資産の取得原価が増加する可能性がある。取得原価の増加は将来における評価減のトリガーになる可能性がある。

## 公正価値で測定される投資不動産および有形固定資産

- ブレグジット後には有形固定資産(PPE)の公正価値の変動性がさらに増大する可能性がある。会計基準は必ずしも期末の評価を要求していないが、帳簿価額が期末の金額と著しく相違しないようにするために、十分に定期的な評価を行わなければならない。したがって、帳簿価額が公正価値と比べて著しく相違する可能性が高い場合には、貸借対照表日に再評価を実施しなければならない。
- 投資不動産を貸借対照表日の公正価値で測定しなければならない。企業は、同日時点で入手可能な市場データを最大限使用しなければならない。レベル3に分類される資産の公正価値の測定に用いるインプットおよびモデルを更新する必要があるかもしれない。

## 公正価値で測定される子会社、関連会社および共同支配企業

- 公正価値で測定される投資企業、関連会社および共同支配企業の公正価値が資本市場の変動性の影響を受ける可能性がある。上場企業の評価の出発点は、報告期間末日の市場価格および保有株式数とすべきである。
- 企業は、IFRS第9号に基づき公正価値で計上される投資企業、関連会社および共同支配企業に対する投資の公正価値に、影響を与える事業または経済状況の変化があれば開示することを求められる。

## 金融商品

- ブレグジットに関する英国の国民投票以降、さまざまな市場における価格変動性が増大している。これにより公正価値測定に直接的な影響(公正価値が市場価格に基づき算定される場合、例えば、活発な市場で取引される株式または負債性証券の場合)、または、間接的な影響(評価技法が変動性の高い市場からのインプットを基礎として用いている場合)が生じている。
- 取引の相手方がブレグジットの影響を受ける可能性がある業界/地域に携わっている場合、相手方の信用リスクおよび公正価値の算定に用いる信用スプレッドが増大する可能性がある。
- 公正価値測定の変化は、IFRS第13号の開示要求にも影響を与える。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について要求される感応度分析も影響を受ける可能性がある。
- 企業は、公正価値測定で使用される評価技法およびインプットに関していくつかの開示を行わなければならない。その大部分は、年次財務諸表および期中財務諸表で要求される。これらには、ブレグジットの影響および上記の事項を含めることが必要となる可能性がある。

### 実務的な影響

- 影響を受ける資産については、さらに独立した評価が必要となる可能性がある。
- 企業は、自社の業務システムとスタッフが、例えば棚卸資産に対する追加の関税などの追加的なコストを適切に処理できるか確認しなければならない。
- 変更が必要となるかどうかを判断するために不動産価格および指標を評価する。
- 公正価値測定で用いたインプットの更新が必要かどうかを検討する。

## 金融リスクを含む開示

追加開示は必要か。

### 会計上の影響

#### 一般的な開示

- 重要な判断、感応度およびリスク・エクスポージャーは、ブレグジットの潜在的な経済的帰結によって大きな影響を受ける可能性がある。
- 見積りの不確実性に関する開示範囲の拡大が必要となる可能性がある。例えば、翌事業年度中に帳簿価額が大きく変動するリスクについて、より多くの項目が対象となる可能性がある。
- 経営者は、継続企業として存続する企業の能力を評価する際に、ブレグジットの潜在的な影響を考慮しなければならない。継続企業的前提に係る不確実性については開示しなければならない。

#### 金融リスク

- 企業は、開示に反映させる必要のある信用リスク、流動性リスク、為替リスクおよびその他の価格リスクなどの金融リスクに変化があるかどうかを評価する必要がある。例えば、企業の金融資産に係る信用リスクの変化および、変化に対応するために経営者が行った活動を開示する必要があるかもしれない。その他の例として、資金源の変化など、流動性リスクに変化が生じた場合には、その旨を開示しなければならない。さらに、以下に示すように、金融リスクに影響を与えるその他の実務的な影響が生じる可能性がある。

### 実務的な影響

- 経済環境の変化を考慮しながらリスク管理を分析し、調整が必要となる程度を評価する。
- IFRS 第 7 号の開示要求事項を満たすために関連性のある情報を収集する。特に、英ポンド建ての投資を有する場合、または、ブレグジットにより経済的影響を受ける業種/地域に対する投資を有する場合が該当する。
- 経済動向が企業の資金調達能力に影響を与えるかどうかを評価する。
- 解約条項(例えば、IFRS 第 15 号の契約期間および IFRS 第 16 号のリース期間に関して)を含む、ブ



レグジットの影響を受けるか受ける可能性のある個別の契約条件をレビューする。

- 資産および負債の価値の変動による契約違反を識別するために、契約条項の内容を検討する。

## 外国為替レート

どの外国為替レートを使用すべきか。

### 会計上の影響

- EU 離脱を支持した国民投票以降、英ポンドの為替レートは変動性を増しており、ブレグジット(協定の内容あるいは合意なき離脱かなど)がより確実になるまで、この変動は続くと見込まれる。実務上の理由から、取引日時点の実際レートに近似する平均レートを使用することが可能である。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、平均レートの使用は適切ではない。そのため、もはや平均レートの使用は適切ではない可能性がある。企業はまた、平均レートを計算する際の期間の長さも考慮しなければならない。
- 平均レートを計算する期間の長さ(月次、四半期など)は、選択した期間における日々の為替レートの変動の程度に依存する。レートの安定性が高いほど、平均レートを計算する期間を長くすることができる。
- 決算日レートは貸借対照表日の直物レートでなければならない。このようなレートの貸借対照表日後の変動は、修正を要しない事象である。

### 実務的な影響

- 為替レートの把握方法を変更するためにシステムおよびプロセスの更新が必要となる場合がある。

## ヘッジ会計

ヘッジ会計は影響を受けるか。

### 会計上の影響

- 予定取引が実現するかどうか、あるいはその時期が変化する可能性がある。例えば、現在の不確実性により、将来の収益の時期および／または金額あるいは計画された債券発行の時期の変更が生じる可能性がある。
- 予定取引をヘッジ対象に指定している企業は、当該取引の発生可能性が引き続き非常に高いかどうかを評価する必要がある。予定取引の発生がもはや見込まれない場合、過去にその他の包括利益に認識した利得または損失の累計額を資本から純損益に振り替える。予定取引の時期の変更により非有効部分が生じる可能性がある。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件に相違が存在する場合、ブレグジット後の変動性と結果的に行われる政治的な決定によって、追加的な非有効部分を生じさせる可能性がある。例えば、時期(変動金利借入金とヘッジに用いるスワップの金利更改日)または基礎となるヘッジされたリスクに相違が存

在する場合が含まれる。

- ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品の信用リスクの変化によっても、追加的な非有効部分が生じる可能性がある(さらに、取引当事者の1社の信用リスクがヘッジ関係に著しく優越することにより、ヘッジ会計の中止となる可能性もある)。

#### 実務的な影響

- 最近の経済動向により、予定取引を実現する経営者の意図および/または能力がどの程度変化するかを評価する。
- プレグジットにより発生する追加的な非有効部分の影響を評価する。
- 他の当事者によるヘッジ契約の再編の提案について理解する。
- 全体的なリスク評価を実施し、追加的リスクを最小化するために新しいヘッジ契約を検討する。
- 金融機関は、提供しているデリバティブの再編を行ったり英国市場または特定の業界からの撤退を検討したりする可能性がある。そのため、一部のヘッジ手段が中止される可能性もあり、企業は、当初のリスクをヘッジし続けることが可能か、また、ヘッジの継続を望むかを検討する必要がある。

#### リストラクチャリングと人事

追加的な引当金は必要か。年金および株式に基づく報酬は影響を受けるか。

#### 会計上の影響

- 関連する基準は、予想および市況に基づき、各貸借対照表日ごとに引当金の見積りを更新することを要求している。
- リストラクチャリング引当金は、現在の債務が存在する場合に認識される。現在の債務は、企業が詳細な公式の計画を有し、その計画についての妥当な期待を惹起している場合(これは通常、リストラクチャリングを行う意図の発表を伴う)にのみ存在する。詳細な計画の実施が開始される前に、英国国民投票の結果を受けて検討されているリストラクチャリングが、この認識の要件を満たすことは考えにくい。
- 従業員給付および現金決済型の株式に基づく報酬を含む既存の引当金について、以下を実施するためにレビューが行う必要がある。
  - 市場動向に合わせた割引率の更新
  - 前提の変更による予想キャッシュ・フローの更新(為替レートの変動の影響および起こり得るインフレ予想の変化を含む)
- 貸借対照表日時点の公正価値を反映するために、確定給付年金の制度資産を更新しなければならない。
- 株式に基づく報酬の業績条件の結果に関する予想を更新しなければならない。
- 現金決済型の株式に基づく報酬制度に関する負債の公正価値は、プレグジット関連のシナリオの結果によっては変更される可能性がある。

- 新たな株式に基づく報酬制度の付与日時点の公正価値は、同様にブレグジット関連のシナリオによって影響を受ける株価の変動により影響を受けることになる。
- 経営者が、共通支配下の企業グループ内での事業の統合・分離により事業のリストラクチャリングを決定した場合には注意を払わなければならない。会計上の帰結は、支払った対価(無償、現金、企業間、株式交換による株式)および新たなペーパー・カンパニーが関与しているかどうかによって異なる可能性がある。

### 実務的な影響

- 引当金を認識すべきかどうか、およびその時期を識別するために、引当金に関する変更の影響の評価およびリストラクチャリング計画のモニタリングを継続する。
- 株式に基づく報酬契約をレビューし、株式市場に基づかない権利確定条件の変更を評価する。
- 制度資産の評価の改訂が要求される可能性がある。
- 企業グループのリストラクチャリングを計画している場合には、組織体制に関する助言を求めることが必要となる可能性がある。

## 会社法の改正

法的な枠組みに対し、どのような変更を検討する必要があるか。

### 財務報告上の影響

- ブレグジット協定の最終的な内容にかかわらず、英国の 2006 年会社法には、EU または欧州経済地域 (EEA) についての参照が数多く存在しており、そのため、EU 離脱後の「第三国」としての英国の立場を反映させるための改正が必要となる可能性がある。このような変更には、以下が含まれる可能性がある。
  - 休眠子会社の個別財務諸表の作成免除 (第 394A 条) は、EEA ではなく英国親会社の子会社のみが利用できることになるだろう。休眠子会社の財務諸表のファイリングの免除 (第 448A 条) も同様に変更されるだろう。
  - 小会社制度の適用を受けない会社 (第 384 条) を決定する目的の「不適格企業グループ」には、EEA ではなく英国で取引される企業が含まれることになるだろう。したがって、これにより小会社制度の適用を受けない会社の範囲が拡大することになるだろう (フランスの上場企業などの企業グループは、もはや不適格企業に含まれないだろう)。
  - 非財務情報報告書の作成免除 (第 414CA 条) は、現在 EEA 親会社の子会社に適用されているが、親会社が、企業グループの非財務情報報告書を含む企業グループの戦略報告書を作成している場合の子会社に限り、適用されることになるだろう。
  - EU 域内に支店を有する英国企業は、企業が業務を行っている EU 加盟国の特定の会計および財務報告の要求事項を遵守することが要求されるだろう。2006 年会社法の会計および財務報告に関する要求事項の遵守だけでは今後は十分でない可能性がある。
- 英国の上場企業は引き続き IFRS を適用することになり、ブレグジット時の適用基準は、EU 内での使用が承認されている現行の基準になる可能性が高い。しかし、将来的に、EU 市場に上場している英

国企業は、その財務諸表が現行の会社法の EU 第三国要件に従い、国際財務会計基準審議会 (IASB) が公表している IFRS に準拠していることを示す追加的な保証を、上場の関係当局に提出することが要求される可能性がある。

- IFRS 第 17 号を適用する企業は、EU と英国の間で承認プロセスが異なる可能性があるため、これを監視する必要がある。

## 利益配分

配当に関して考慮する必要があることは何か。

### 分配への影響

- 法令ならびに英国およびウェールズの勅許公認会計士協会のガイダンスは 2006 年会社法に基づく分配に関して存在している。しかし、取締役は、慣習法の特定の側面も分配に関連していることを考慮に入れておく必要がある。企業が資本から分配を行うことは違法である。分配を検討する際には必ず「関連する勘定」に留意することが、取締役の法的義務である。しかし、分配に関する意思決定を行う際に、取締役は、関連する勘定の貸借対照表日後の企業の財政状態の変化および将来の資金需要も考慮に入れなければならない。これは、取締役が貸借対照表日後の事象および将来の取引上の損失の予想も考慮しなければならないことを意味する。
- 企業の資産を守り、企業が支払期限の到来した債務を確実に返済するようにするために合理的な措置を講じる取締役の義務は、受託者責任である。「関連する勘定」の貸借対照表日後に実現された損失によって利益が侵食されている場合、取締役は、分配のキャッシュ・フローに与える直接の影響と、期限が到来する債務を企業が支払う継続的な能力の両方を検討する受託者責任を負っている。例えば、ブレグジットの影響が不確実であるために、利益が不安定な場合、取締役は、分配しなければ利益が実現される可能性がある場合であっても、利益の分配が賢明かどうかを検討しなければならない。

## 税務会計上の影響

ブレグジットの潜在的な税務上の影響は、財務諸表にどのように反映すべきか。

### 会計上の影響

- IAS 第 12 号「法人所得税」は、法人所得税の不確実性を具体的に扱っていないが、負債は通常、報告期間の末日までに、納付が見込まれる額で認識され、制定または実質的に制定されている税率および法律に基づき測定される。IAS 第 12 号は、税法が国民議会を通じて制定されることを前提としている。しかし、ブレグジットは置き換えられる協定が判明する前に、英国による EU からの離脱の通知が制定されているため、これとは異なる。事実上、第 50 条に基づく通知は、法的プロセスの始点であり、終点ではない。
- どのような協定が締結されるか、あるいは締結されないかによって、特定の税務上の取り扱いに関連して生じる事項に、明らかに実質的な不確実性が存在する。
- 重要な疑問点は、企業は、いつ法人所得税の会計処理にブレグジットの影響を反映させるかである。

PwCの見解では、これは、SIC 第 25 号「法人所得税——企業又は株主の課税上の地位の変化」に基づく課税上の地位の変化を表すと考えられる。SIC 第 25 号は、課税上の地位の変化は支配株主の海外への移動に際しても生じる可能性があるとして述べている。PwC は、英国が EU の加盟国でなくなることにより、EU 法の対象となる企業の課税上の地位が変化すると考えている。このアプローチでは、ブレグジットの影響を認識する時点は、協定もしくは移行期間が存在しない場合には離脱日（この日に特定の取引に EU 法が適用されなくなるため）、税法における特定の変更が離脱日前に制定されない場合には移行期間の終了日、また税法における特定の変更が制定される場合にはその制定日であることが示唆される。

- 税務上の帰結をいつ会計処理するかにかかわらず、企業は、開示の目的上、離脱協定による潜在的な税務上の影響を評価する必要がある。すなわち、企業は、どのような形であれ離脱が行われると仮定した後に、離脱協定の潜在的な税務上の影響および納付予定額を継続的に再評価することになる。
- 交渉の過程では、企業が潜在的なエクスポージャーの存在に気付く可能性があるが、影響の評価の結果は、関連する金額を見積るには十分に明確ではない可能性がある。この場合、すべての不確実な税務ポジションの場合と同様に、経営者が行った判断および潜在的なエクスポージャーについて高品質な開示を行わなければならない。
- 上述のとおり、IAS 第 1 号は、経営者が行った重要な判断および見積りの不確実性の主要な発生要因について開示することを要求している。IAS 第 37 号の開示要求事項も、税務関連の偶発事象に適用される。しかしこれらの開示要求事項は、IAS 第 1 号に基づく見積りの不確実性の発生要因に関する開示よりも、負担が大きい可能性がある。英国 FRC は、このような状況において、税務に関する開示のテーマ別レビューでいくつかの開示例を示している。FRC は税務上の不確実性についてより良い開示を期待していることを明らかにしている。特に、ブレグジットに伴うリスクと不確実性について、一般により良い開示を企業に求める FRC の要請を踏まえると、これは、FRC 企業財務報告レビューチーム (CRRT) が、開示が不明瞭または形式的な企業に異議を唱える典型的な例となる可能性がある。

## 付録

### 後発事象

IAS 第 10 号「後発事象」は、貸借対照表日後に入手した情報が、財務諸表を修正しなければならない「修正を要する後発事象」、または開示のみが要求される「修正を要しない後発事象」を構成するかどうかを判断するために、当該情報を評価することを企業に要求している。

- **修正を要する後発事象**— 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象。例えば、資産が報告期間の末日時点で減損していたこと、または当該資産について以前に認識した減損損失の金額を修正する必要があることを示す、報告期間後の情報の受領がある。
- **修正を要しない後発事象**— 報告期間後に発生した状況を示す事象。例えば、報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間の投資の公正価値の下落が含まれる。

ブレグジットに関する協議は、2019 年、またそれ以降も続く予想され、これにより 12 月決算報告書に重要な不確実性が生じる可能性が高いといえる。貸借対照表日に実際に存在している状況にも不確実性が存在する可能性がある。これは、後発事象の評価の一部として 2019 年の動向を企業が考慮する必要があることを意味する。そのため、年度末後のブレグジットの動向が修正を要する後発事象か修正を要しない後発事象かの決定には、判断が伴うことになる。

この動向が報告日に存在した不確実性に関する追加の情報を提供すると合理的に考えられる場合には、この追加の情報を、修正を要する後発事象として貸借対照表日現在の資産および負債の認識と測定に反映させることが適切となる。PwC の見解では、例えば、修正後の見積りが、貸借対照表日時点に存在していた状況に基づき適切といえる合理的な範囲の前提にある場合、経営者は、見積りの修正を行うことが認められる。しかし、不確実性の継続した存在や過去に観察された傾向の継続は、通常、さらなる修正の根拠とはならない。これは、そのような不確実性および/または傾向は、貸借対照表日の検討に組み込まれている必要があるためである。

ブレグジットは現在進行中の政治的なプロセスであり、貸借対照表日後にブレグジットの方向性に重要な変更が生じる可能性がある(例えば、2 回目の国民投票の実施の決定)。このような重要な変更は、貸借対照表日に存在していた状況の変化を反映するため、修正を要しない後発事象に該当する可能性が高い。

財務諸表作成における継続企業の前提の基礎は、後発事象により継続企業の前提がもはや適切でないことが示される財務諸表には適用されない。そのような事象がその他の点で修正を要しない後発事象とみなされる場合であっても、適用されない。

修正を要しない後発事象により財務諸表の修正は行われませんが、開示は要求される。この開示には、当該事象の内容および財務上の影響の見積りを含めなければならない。企業は、当該事象に関する財務上の影響を見積ることが可能でない場合は、その事実を開示しなければならない。PwC の見解では、企業は、この開示が企業の状況に応じて、明確かつ透明であり、具体的なものであることを確保しなければならない。一般的な経済環境に関する広範囲の記述は、財務諸表の利用者に対して有用な情報を提供することにはならない。

重要な見積りに関する企業の開示の観点から、ブレグジットに関する不確実性を考慮することは不可欠である。IAS 第 1 号は、企業に対して、報告期間の末日に行った前提に関する情報の開示を求めており、その前提は翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性のある修正をもたらす重要なリスクを有するものである。また、そのような情報には、前提に対する帳簿価額の感応度が含まれる可能性がある。他の基準では、特定の見積りに関する開示、例えば、非金融資産を減損する要因となる、主要な前提に関する合理的に可能性のある変更を開示することを要求している。

また、その事象が修正を要する後発事象か修正を要しない後発事象かの決定は、IAS 第 1 号に基づく開示が要求される、重要な判断となる可能性もある。さらに、この開示は、重要な見積りの開示に追加して行うこ

とになる。

税金、公正価値測定、外国為替レートに関する後発事象の検討方法に関しては特定のガイダンスがあり、本資料のそれぞれ関連するセクションで解説している。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.